

## 滑川市姉妹都市交流促進奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市姉妹都市交流促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (奨励金の交付)

第2条 市長は、滑川市の姉妹都市との交流の促進を図るため、市民が姉妹都市を表敬訪問し、又は市民が姉妹都市住民を受入れし交歓等をするために要する経費に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとする。ただし、次の各号に当たる場合は除く。

- (1) 商用の目的で訪問又は受入れをする場合
- (2) 他の制度による助成を受けて、訪問又は受入れをする場合

### (対象経費及び奨励金の額)

第3条 奨励金の交付対象経費は、交流等に要する経費とし、奨励金の額は次の表とおりとする。

種別	姉妹都市	奨励金の額	
表敬訪問	長野県 小諸市	3,000円に参加する 市民の人数を乗じた額	限度額 100,000円 以内
	栃木県 那須塩原市	7,000円に参加する 市民の人数を乗じた額	
	北海道 豊頃町	15,000円に参加する 市民の人数を乗じた額	
	米国イリノイ州 シャンバーグ市	参加する市民が5人以上の団体の場合 1団体 200,000円	
受入交歓	長野県 小諸市 栃木県 那須塩原市 北海道 豊頃町	3,000円に受入する 姉妹都市住民の人数 を乗じた額	限度額 50,000円 以内
	米国イリノイ州 シャンバーグ市	別に市長が定める額	

(交付申請書等)

第4条 規則第3条の規定による滑川市姉妹都市交流促進奨励金交付申請書は様式第1号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 旅程表
- (4) 参加者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の返還)

第5条 市長は、奨励金の交付を受けたものが、規則第2条ただし書に該当することが判明したとき、又は参加人員や旅程等に異動があったときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第2号により行うものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (H18. 5.10)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (H19. 5. 1)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (R 1. 7. 25)

この告示は、公表の日から施行する。